

令和7年度 集団指導資料

介護保険法の訪問看護

【指定（介護予防）訪問看護】
（第2部 算定編）

福祉局指導監査部指導第一課
介護機関指導担当

今回の内容

4 算定に関する基準

5 お知らせ

4 「算定に関する基準」 【告示第19号別表3二】

①<初回加算>

- ▶ 新規に計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った月に加算が可能。
- ▶ 利用者が暦月で過去2か月間、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていないことが必要。



- 区分Ⅰ)** 病院・診療所・介護保険施設からの退院・退所日に看護師が初回訪問を行った場合。
- 区分Ⅱ)** Ⅰ以外で看護師が初回訪問を行った場合。



主な指摘事例

- ▶新規に訪問看護計画書を作成せずに、初回訪問看護を行い初回加算を適用している。

初回加算の適用にあたっては、事前に訪問看護計画書を作成し利用者（家族）から同意を得る事が必要です。

- ▶医療保険に引き続き介護保険からサービス提供している利用者に對し、初回加算を適用している。

医療保険による訪問看護の利用者が、引き続き介護保険を利用してサービス提供をうける場合は加算が利用できません。

4 「算定に関する基準」 【告示第19号別表3注5】

② <早朝・夜間・深夜の訪問看護の取扱>

- ▶ 居宅サービス計画又は訪問看護計画書上、サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に算定可。
- ▶ 一月のうち2回目以降の緊急時の訪問については適用可



1回目の緊急時の訪問には加算不可。



加算の対象となる時間は、早朝が6時から8時、夜間が18時から22時、深夜が22時から翌朝6時の間。

4 「算定に関する基準」【告示第19号別表3注6】

③<複数名訪問看護加算>

▶ 加算の要件

「身体的若しくは特定の行為のため困難な状況」にある利用者（家族等）に対し、予め同意を得て行うもの。

- (Ⅰ) 同時に複数の看護師等により指定訪問看護を行うこと
- (Ⅱ) 看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うこと



- 「身体的若しくは特定の行為のため困難な状況」とは
以下のいずれかに当てはまる場合をいう。
- イ) 一人での訪問看護が困難と認められる場合。
 - ロ) 暴力、著しい迷惑、器物破損行為等が認められる場合。
 - ハ) イ又はロに準ずると認められる場合。



主な指摘事例

- ▶複数の看護師等による訪問看護について、
居宅サービス計画、訪問看護計画に位置付けられていない。

予め居宅サービス計画、訪問看護計画に定められている事が必要です。

- ▶複数の看護師等で訪問看護を行うことについて、
利用者（家族等）の同意を得ていない。

利用者（家族等）から同意を事前に取得してください。

4 「算定に関する基準」【告示第19号別表3注7】

④<長時間訪問看護加算>

- ▶ 別に厚生労働大臣が定める状態にある者（留置カテーテル等を使用している状態等）に限る。
- ▶ 恒常に1時間30分を超えるなど真に必要な場合に算定可。



居宅サービス計画への位置づけが必要。



准看護師の減算は無し。

4 「算定に関する基準」【告示第19号別表3注10】

⑤<緊急時訪問看護加算>

- ▶ 電話等により 24 時間常時対応できる体制にあること。
- ▶ 体制の届出を都に提出していること。
- ▶ 事前に利用者から加算の同意を取得していること。



- 従業者以外の者が所有する電話を連絡先とすることは不可。
- 連絡相談を担当する者は、原則として当該訪問看護事業所の保健師又は看護師とする。



主な指摘事例

- ▶利用者より事前に緊急時訪問看護加算の同意を得ていない。

加算の適用には、事前に利用者（家族）から個別に同意を取得する必要があります。内容を説明するだけではなく、加算適用の要否についても確認してください。

- ▶加算Ⅰの適用条件が満たされていない。

加算Ⅰの適用には、看護師の①夜間対応後の勤務インターバルを確保していること②夜間対応が2連続勤務までであることのいずれかを満たす必要があります。オンコールシフト表を作成する等して、適切な管理に努めてください。

4 「算定に関する基準」【告示第19号別表3注13】

⑥<特別管理加算>

- ▶ 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする状態の利用者に対して、事業者が「計画的な管理」を行った場合に加算可。
- ▶ 1人の利用者に対し1か所の事業所のみ加算可。



加算の適用にあたっては主治医の指示書に特別な管理を必要とする利用者の状態についての記載が必要。



主な指摘事例

- ▶ 主治医の指示書に、利用者に対して特別な管理を必要とすることの記載がない。

主治医の指示書を受領したら内容を必ず確認し、誤りがある場合は必要に応じて修正を依頼してください。

- ▶ 「計画的な管理」を行った記録がない。

訪問看護記録Ⅱに、指示書に基づく「計画的な管理」について、具体的に記録をしてください。

4 「算定に関する基準」【告示第19号別表3注15】

⑦<ターミナルケア加算>

- ▶ 加算の届出を都へ提出していること。
- ▶ 主治医と連携し、ターミナルケアに係る計画を行うこと。
- ▶ 事前に利用者、家族等より加算の同意を得ていること。
- ▶ 24時間連絡できる体制を確保し必要に応じて訪問できる体制を整備していること。
- ▶ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等、必要な事項が適切に記録されていること。



算定は1人の利用者に対し1事業所のみ。



死亡日及び死亡日前14日以内に原則2日以上ターミナルケアを行った場合に算定可（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）。



主な指摘事例

- ▶ 事前に利用者、家族等から加算の同意を得ていない。

事前にターミナルケア加算を適用することについて、利用者（家族等）から同意を取得する必要があります。

- ▶ 加算の適用に必要な記録が確認できない。

「加算の適用に必要な記録」とは以下の全てです。

- ① 終末期の身体症状の変化に対する記録。
- ② 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化、これに対するケアの記録。
- ③ 利用者及び家族の意向に基づくアセスメント及び対応の記録。

4 「算定に関する基準」 【告示第19号別表3注り】

⑧<サービス提供体制強化加算>

- ①すべての看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施すること。
- ②すべての看護師等による技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ③すべての看護師等に対し、健康診断等を少なくとも1年に1回、実施すること。



- (Iのみ) 看護師等の勤続年数について、7年以上の者が30／100以上であること。
- (IIのみ) 看護師等の勤続年数について、3年以上の者が30／100以上であること。



主な指摘事例

- ▶非常勤看護師等の健康状態を確認していなかった。

非常勤の従業者に対しても、事業主の負担により健康診断を実施し健康状態の把握をするようにしてください。

4 「算定に関する基準」【告示第19号別表3(9)】

⑨ <高齢者虐待防止措置未実施減算>

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に十分周知していること。
- ② 虐待防止のための指針を整備していること。
- ③ 看護師等に虐待の防止のための研修を定期的に実施していること。
- ④ 以上に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いていること。



以上の措置を講じていない場合に、対象期間の利用者全員について 100 分の 1 に相当する単位数を減算する。

4「算定に関する基準」【告示第19号別表3(10)】

⑩<業務継続計画(BCP)未策定減算>

▶ 感染症や非常災害の発生時において、

①利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための計画

②非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

⇒以上2つの計画を策定し必要な措置を講じていなければ減算。



BCPの参考書式が全国訪問看護事業協会のHPに掲載されています。作成の際、参考にしてください。
<https://www.zenhokan.or.jp/bcp/>



主な指摘事例

- ▶ BCPを感染症対策・災害対策の片方しか作成していない。

BCPは感染症対策、災害対策、双方必ず作成してください。

- ▶ 感染症のBCPと、その他の感染症対策資料とを混同している。

感染症対策委員会資料や感染症関連の研修資料は、BCP（業務継続計画）とは別のものです。非常時に速やかにサービス提供を再開できるよう、必ず個別に作成してください。

- ▶ BCP研修を実施していない。

研修や訓練も定期的（年1回以上）に行い、常に不測の事態にも備えられる様にしてください。

ここで使用する関係法令の正式名称

- **居宅条例** 「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年10月11日付条例第111号)
- **居宅規則** 「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」(平成24年10月11日付規則第141号)
- **条例施行要領** 「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」(平成25年3月29日付24福保高介第1882号)
- **告示第19号**「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成12年2月10日付厚生省告示第19号)
- **老企第36号**「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日付老企第36号)

高齢者施策推進部からのお知らせ

訪問看護の体験・実践的な研修のご案内

東京都訪問看護教育ステーション事業

費用は東京都が負担します!

東京都が指定した「東京都訪問看護教育ステーション」において、一人ひとりの経験やスキルに応じた研修や職場体験ができます。

同行訪問!
手技演習!
職場体験!

【対象者】 訪問看護ステーションに勤務中の看護職の方。
訪問看護に関心のある看護職の方。医療機関勤務中、離職中など。

【内容】 オリエンテーション、同行訪問、手技演習等、研修する方の経験・知識・技術に応じた実践的な研修の実施。その他、カンファレンスや勉強会等への参加など。

【日数】 1日から5日程度のコースを選べます。(半日も可能です。)

【申込方法】 希望する教育ステーションへ直接お申ください。
教育ステーションの一覧は、裏面をご覧ください。
※日程や受け入れ状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆訪問看護ステーション管理者のみなさまへ ~「じっくり訪問看護コース」のご案内~

「じっくり訪問看護コース」は、新任看護師等が、訪問看護の基本を時間をかけて学ぶことのできるコースです。受講に当たって、所属ステーションにおいて、当該研修生の育成計画書の作成が必要となります。

期間・内容等ご相談に応じますので、まずは、研修を希望する教育ステーションへ直接お問合せください!

例:「週2回・2ヶ月間かけて訪問看護の基礎を学びたい」「実践中心に、20日間集中して訪問看護を体得させたい」等

【日数】 延べ20日程度(期間・日数応相談) ※延べ11日から可能です。なお、期間は当該年度内に限ります。)

※「じっくり訪問看護コース」は、受講希望者が所属する訪問看護ステーションの管理者がお申込みください。

教育ステーションは以下の取組もおこないます。

- 訪問看護師に必要な知識・技術習得のための地域の医療機関等での研修
- 訪問看護師確保のための取組(就業相談や人材育成の相談等)
- 訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組(勉強会や合同カンファレンス等)

研修や勉強会等の実施については各教育ステーションから随時ご案内します。



在宅療養を支える訪問看護師への期待が高まっています。
地域包括ケアの実現にとても重要な職種です。

体験生の声

- 在宅ケアは、多くの職種との連携で成り立っているということを、実際のケアをとおして見ることができ、顔の見える関係づくりの大切さがわかった。
- 地域で暮らす多くの方々が訪問看護師に支えられて生きていることを強く感じ、今後のモチベーションにつながった。
- 今まででは必死に業務をこなしていたが、教育ステーションでの体験研修をとおして、訪問看護は楽しい仕事だと実感できた。
- 教科書にない実際の工夫や自分に不足していた看護技術、在宅における看護の考え方等を学ぶことができた。

2025年9月1日現在

ステーション名	住 所	連絡先
東京ひかりナースステーション	中央区晴海1-1-28 キャナルハウスB01	03-3520-8862
LCC訪問看護ステーション	港区西麻布1-14-2 近田ビル2F	03-6447-1460
訪問看護ステーションけせら	文京区本郷3-15-2 本郷二村ビル201	03-3815-1170
田島調布医師会立訪問看護ステーション	大田区石川町2-7-1	03-3728-7600
訪問看護ステーションけやさ	世田谷区世田谷1-23-2	03-5450-8806
ソフィアメディ訪問看護ステーション成城	世田谷区成城2-36-17 DUPLEX成城1階	03-5727-9215
日十話訪問看護ステーション	新宿区市谷砂土原町2-7 デアコート砂土原204	03-3268-1815
河北訪問看護・リハビリステーション阿佐谷	杉並区阿佐谷南1-16-8 ISM ASAGAYA 6階	03-5913-7977
セコム・しま訪問看護ステーション	豊島区南大塚2-35-7 平文社ビル3階	03-3947-5750
あすか山訪問看護ステーション	北区神谷1-13-10 Kourt K3 1階	03-5959-3121
東京都看護協会立城北訪問看護ステーション	練馬区北町8-37-22 第5相原ビル202	03-3931-2231
訪問看護ステーション はーと	葛飾区東金町1-38-6 宇羽野ビル4階	03-5876-9601
訪問看護ステーション みけ	墨田区向島2-10-5 第5安井ビル1階	03-3626-2317
船堀ホームナースにじ	江戸川区一之江8-8-2 Qスクエア1階	03-5878-1035
訪問看護ステーションとんぼ	八王子市片倉町440-2	042-632-6351
訪問看護ステーション 那	立川市高柳町1-17-20 粕田ビル2階	042-540-6551
ラビオナースステーション	日野市南平7-2-14	042-599-8867
あい訪問看護ステーション	多摩市貝取1431-3 あいクリニック複合施設2階	042-371-6888
訪問看護ステーション・青い空	東大和市仲原3-13-24	042-590-1905
野村訪問看護ステーション	三鷹市下連雀8-3-6	0422-47-5401
東久留米白十字訪問看護ステーション	東久留米市本町2-2-5 本町ビル1F A号	042-470-7477
陽だまり 訪問看護ステーション	西東京市南町4-13-17	042-460-7055

訪問看護の仕事をはじめたいと思ったら…

ナースバンク東京

東京都新宿区西新宿4-2-19 東京都看護協会会館内
電話 03-5309-2065

事業についてのお問い合わせ先

東京都福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 介護医療連携推進担当
公用携帯 03(5000)7560

東京都では訪問看護師の確保・育成・定着対策に取り組んでいます。

東京都 教育ステーション事業

検索

詳細は、検索サイトで「東京都 教育ステーション事業」と入力してください。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouiku>

◆ 加算の算定要件を正しく理解する

⇒日頃より、利用者への適切かつより良いサービスの提供に向けた取り組みをお願いします！！